

## (周知)処遇改善系加算について R5年4月

令和5年4月より、従来から取得していた処遇改善加算に加え、特定処遇改善加算とベースアップ等支援加算を取得します。それぞれの加算の概要は以下の通りです。

処遇改善加算	福祉・介護職員の賃金を改善する。
特定処遇改善加算	<p>福祉・介護職員や管理職員、その他の職員の賃金を改善する。経験・技能のある職員についてより手厚い改善を行う。</p> <p>職員を基準に従い下記の3グループに分け、平均値としてAグループはBグループの2倍以上、BグループはCグループの2倍以上の賃金改善を行う</p> <p>A. 障害福祉事業の福祉・介護職員、および管理職員として10年以上の経験を有し、また現にそれらの職位で勤務し、かつ下記の資格のいずれかを有する者  <small>介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士                  (法人が任意で定めるもの: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士)</small></p> <p>B. Aに該当しない福祉・介護職員、および管理職員</p> <p>C. 福祉・介護職員、および管理職員に該当しない職員(令和5年4月現在対象者がいないため、設定しない)</p>
ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員等の賃金を毎月改善する。加算で得た金額の3分の2以上は、毎月月給として支給する。その結果余剰した分は年度末に全て支給する。

(以上は法として定められたことに従ったものです)

### 各加算共通事項

- 支給対象は加算対象事業所に勤務する各加算対象職員の内、正職員及び雇用保険加入者とする。
- 加算で得た金額は全額職員の賃金改善に充てる。
- 改善額は障害福祉サービスの給付単位に一定の率(下部の表を参照)を乗じた上で算出する金額であるので、業績によって変動する。
- 処遇改善加算、特定処遇改善加算による賃金改善は10月末と3月末に行う。

### 福祉・介護職員の構成

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、目標工賃達成指導員

### 管理職員の構成

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者(管理者は含まれない)

### ロッタリンクスにおける加算対象事業所

ぼぼろハウス、ココアハウス、ボンジーヤ、メロディーフラッグが加算対象事業所であり、これらに配置された職員が対象となる。

(相談支援系事業(笑満)、地域生活支援事業(すきっぷ)は制度として対象外となります)

加算率	ぼぼろハウス ココアハウス	ボンジーヤ	メロディーフラッグ
処遇改善加算	(I)8.4%	(I)27.4%	(I)5.4%
特定処遇改善加算	(I)1.3%	(II)5.5%	(II)1.5%
ベースアップ等支援加算	2.0%	4.5%	1.3%

(加算で得た金額は法人全体で分配するので、所属する事業所の加算率によって賃金改善額が変わることはありません)